

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第255号)

平成15年7月10日

横情審答申第255号

平成15年7月10日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成14年6月28日企総第56号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「企画局部長級相当以上の職員に係るタクシーチケットに係る書類
平成13年度共通乗車券 企画課分 9448・9606、プロジェクト推進課分
9670」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「企画局部長級相当以上の職員に係るタクシーチケットに係る書類 平成13年度共通乗車券 企画課分 9448・9606、プロジェクト推進課分 9670」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「企画局部長級相当以上の職員に係るタクシーチケットに係る書類 平成13年度共通乗車券 企画課分 9448・9606、プロジェクト推進課分 9670」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成13年12月10日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第10条第2項に該当するため非開示としたものであり、その理由は、次のように要約される。

本件申立文書は、開示請求日現在において、乗車したタクシー会社からの支払請求がされておらず保有していないため、本条項の規定により非開示とした。

4 異議申立人の意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分は条例に違反している。
- (2) 本件処分は申立人の権利及び利益を侵害している。
- (3) 実施機関は条例に基づき積極的に情報を公開する義務がある。
- (4) 実施機関は、タクシー会社から取得していないというが、タクシー会社各社は横浜市共通乗車券（以下「乗車券」という。）を月単位で集計し、それぞれ市に支払いを請求しており、取得していないという実施機関の説明は誤りである。
- (5) 条例第13条第2項は、「実施機関は、前項の場合において、同項の行政文書に係る決定の日から1年以内に、その全部又は一部を開示できることが明らかであるときは、その旨を開示請求者に通知するものとする。」と定めている。

仮に実施機関がタクシー会社から乗車券を取得していない場合でも、タクシー会社各社は乗車券を月単位で集計し、それぞれ市に支払いを請求していることから、実施機関は行政文書に係る決定の日から1年以内に、その全部又は一部を開示できることが明らかであることから、実施機関はその旨を開示請求者に通知すべき義務があり、また通知しないことは条例違反である。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

本件申立文書は、平成13年度に実施機関の部長級相当以上の職員が使用した乗車券であって、タクシー利用の際に、現金を支払う代わりに乗車日時、乗車区間、料金、利用者氏名等を記載し、相手方に交付する書類で、後日、請求書と一緒に送付されるものである。

横浜市では、平成3年6月1日に神奈川個人タクシー協同組合ほか2組合との間で、また、平成3年8月22日に社団法人神奈川県乗用自動車協会横浜支部（当時。現在は、社団法人神奈川県タクシー協会横浜支部）との間で「自動車借上げに伴う乗車券の使用に関する協定書」を締結しており、これらの協定に基づいて、乗車券による自動車の借上げを行っている。

なお、実施機関の局課の名称は、いずれも平成13年度当時のものである。

(2) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、本件申立文書が、開示請求日現在において、乗車したタクシー会社からの支払請求がされておらず保有していないため、条例第10条第2項の規定により非開示と決定したと主張している。

イ 当審査会は、実施機関の主張の妥当性について検証するため、実施機関が保有する本件申立文書の使用に係る支出命令書等を見分した。

それによると、本件申立文書のうち、企画課分 9448は、平成13年10月26日に使用されたこと及び企画課分 9606は、同年11月2日に使用されたこと並びに、当該使用に係る借上使用料が乗車したタクシー会社から平成14年2月4日付で実施機関に請求されたことが、支出命令書兼請求書及び請求明細書から認められる。

しかし、本件申立文書のうち、プロジェクト推進課分 9670（以下「当該チケット」という。）は、タクシー会社から実施機関に支払請求がされていないことが判明した。

ウ そこで、当審査会では、当該チケットの存在について調査するため、平成15年5

月23日に実施機関から事情聴取を行った。

それによると、実施機関の説明は次のとおりであった。

- (ア) 当該チケットは、自動車借上げ乗車券受払簿（以下「受払簿」という。）から同年10月16日に払い出されており、タクシー利用について本人も深夜帰宅時に利用したとの記憶もあったことから、乗車したタクシー会社からの支払請求がされておらず保有していないため、非開示と決定した。
- (イ) しかし、今回の審査会の見分に応じるため、当該チケットの存在を、支出命令書兼請求書等から確認したが、タクシー会社からの支払請求がされていないこと及び実際にタクシー乗車に使用された記録が受払簿にはないことが判明した。
- (ウ) 当該チケットが払い出された時期、プロジェクト推進課は、仕事のピークを迎え毎日のように深夜帰宅時にタクシーを利用していたことから、当該チケットの払出しを受けた部長は、同じ時間、同じ方向へ帰宅する職員と相乗りをし、当該チケットを使用せず、本来であれば当課庶務担当係長に返却すべきところそれを怠り、そのまま紛失したものと思われる。

エ 当審査会としては、本件申立文書のうち、企画課分については、開示請求日（平成13年11月2日）現在において、乗車したタクシー会社からの支払請求がされておらず保有していなかったという実施機関の主張に不合理な点は認められなかった。

しかし、プロジェクト推進課分については、不存在を覆すに足る確証を得ることはできなかったものの、タクシー使用の適正な執行管理を行うための受払簿の使用が適正に行われていたとはいえず、また、乗車券の管理も適正に行われていなかったため、実施機関の当初主張に事実誤認を生み、非開示理由説明も誤ってしまったことは甚だ遺憾である。

オ なお、申立人は、本件処分に係る決定の日から1年以内に、本件申立文書の全部又は一部を開示できることが明らかであるから、条例第13条第2項に基づいて、その旨を開示請求者に通知すべきであると主張しているが、本条項は、非開示とすべき事由の消滅が、客観的に明らかであり、行政文書を開示できるようになる期日をあらかじめ明示できる場合に、その旨を開示請求者に通知することを規定したものであって、本件申立文書のように、取得する期日が不確定なものについて適用するものではなく、申立人の主張は当たらない。

(3) 結 論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書は存在しないとして、条例第10条第2項

の規定により非開示とした決定は、妥当である。

なお、実施機関においては、今後は、情報公開制度の適正な運用の前提となる行政文書の適正な管理を行うよう留意されたい。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成14年6月28日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成14年7月26日 (第274回審査会)	・諮問の報告
平成15年3月13日 (第280回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成15年4月11日 (第9回第二部会)	・審議
平成15年4月25日 (第10回第二部会)	・審議
平成15年5月9日 (第11回第二部会)	・異議申立人から意見聴取 ・審議
平成15年5月23日 (第12回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成15年6月13日 (第13回第二部会)	・審議
平成15年6月27日 (第14回第二部会)	・審議